

◆自治基本条例の目的及び委員会の趣旨

1 自治基本条例の目的など

福知山市自治基本条例

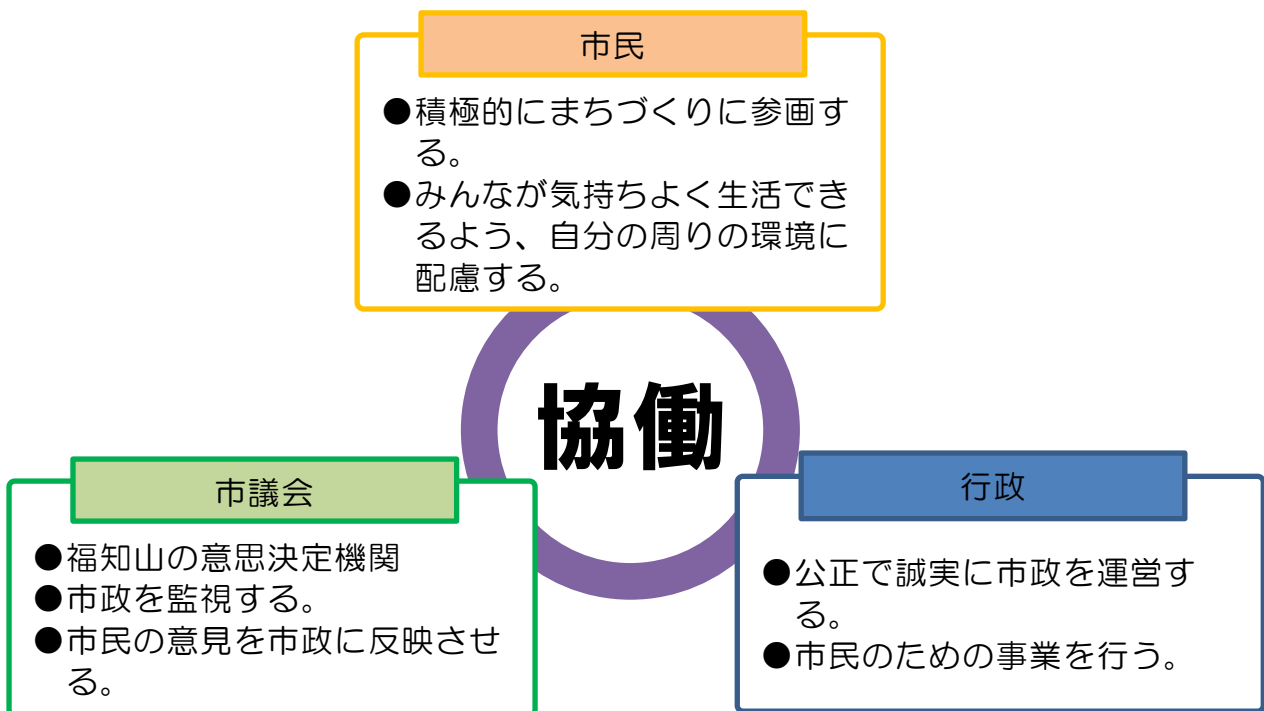
自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたもので、福知山市におけるまちづくりの最高規範と位置付けられます。

【制定の目的】

この条例は、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、福知山市における市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市のそれぞれの役割と責任を明確にし、共に考え協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的としています。

市政運営についても広報と情報公開の充実を通じて市政への理解と信頼関係を深め、公正で開かれたものとし、市政の計画策定や政策決定などへの市民参画の機会を拡大し、まちづくりの課題や目標の共有によって、社会変化や市民ニーズに即応した協働型社会を推進する必要があります。

そこで、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めた自治基本条例を制定し、まちづくりの主役である市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自立した自治体運営をめざすものとして制定されました。



2 自治基本条例推進委員会の趣旨

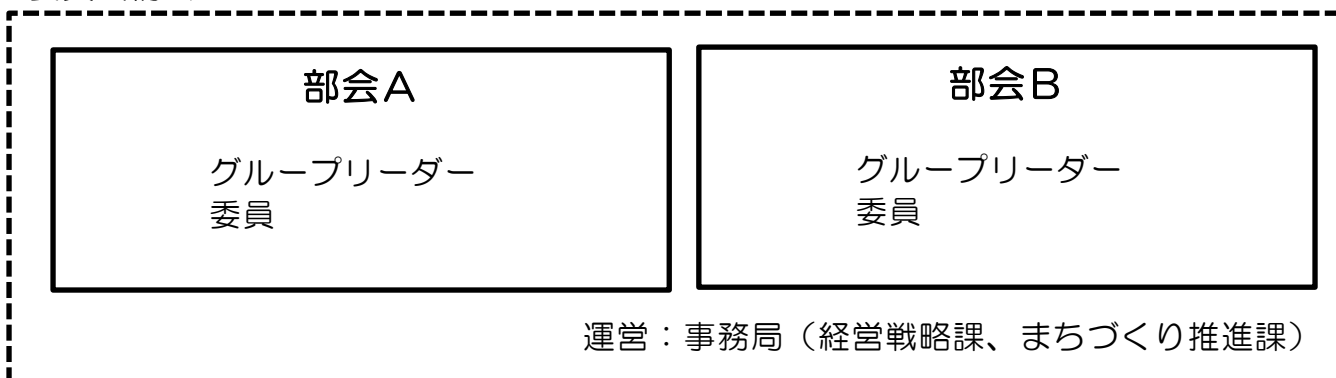
福知山市自治基本条例第27条第2項において「この条例による市民の参画の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置するものとする。」としています。

将来的な社会経済情勢が変化した場合に、この条例を時代にあったよりふさわしいものとしていくために、条例の見直しが必要となります。また、自治のあり方もそれに対応させ、この条例の実効性を高めていくことが求められますので、見直しにあたっては市民の参画を得たこの委員会を設置し、この条例が適切に運用されているかどうか検証・検討することとします。

3 自治基本条例推進委員会（第3期）について

名 称	福知山市自治基本条例推進委員会
根拠 位置づけ	自治基本条例第27条の2「この条例による市民の参画の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置する。」
役 割	市民協働についての状況把握及び改善を引き続き行いながら、特に今期は、まちづくりへの市民参画をすすめるという視点から令和4年3月に策定された「まちづくり構想」における「市民から市民への21の提案」を実現するためにできることを重点的に話し合う。
取 組 内 容	「市民から市民への21の提案」の具体化に向けた協議を進め、提案を地域で実装していただけるようにするための方策を検討していただく。

委員会構成



運営：事務局（経営戦略課、まちづくり推進課）